

(1) 一般廃棄物

① 容器包装リサイクルの取組み

容器包装のリサイクルについては、容器包装リサイクル法に基づき、県内のすべての市町村が分別収集計画を策定し、分別収集に取り組んでいます。

県内市町村の平成21年度分別収集実績では、容器リサイクル法に規定する10品目（瓶類，缶類，プラスチック類など）のうち，一市町村当たり約8.4品目の分別収集を実施しています。（表1-90）

今後は，容器包装廃棄物の一層の排出抑制や質の高い分別収集，分別品目数の増加への取り組みが求められています。

② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会，スーパーストア代表，百貨店代表，（社）日本フランチャイズチェーン協会，行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか，レジ袋の削減等に取り組むことでごみ減量化を推進するため，九州7県合同で「九州統一マイバッグキャンペーン」（10月1日～31日）を実施するなど県民の方々の意識啓発に努めました。

③ 家電リサイクルの促進

家電リサイクル法に基づき，家電4品目（エアコン，テレビ（プラズマ，液晶を含む），冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機）の円滑なリサイクルを促進するため，パンフレット等による制度の普及啓発に努めるとともに，離島地域における運搬費用の負担軽減を図るため，平成21年2月から導入された「離島対策事業協力」制度は，18市町村が活用しています。

④ 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法に基づき，廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため，自動車解体業者等の関連事業者に対する指導を実施したほか，パンフレット等による制度の普及啓発や離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図る「離島対策支援事業」の円滑な運用の促進に努めました。

⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき，平成21年度は次の市町村等においてリサイクル関連施設の整備が行われています。

- ・リサイクルセンター 南種子町（H21～H22）種子島地区広域事務組合（H21～H23）
- ・ストックヤード 鹿児島市（H21～H23）霧島市（H21～H22）

表 1－90 平成21年度分別収集実績

(単位：トン)

区 分	収集実績量	(参考)	
		平成21年度 再商品化処理量	平成20年度 再商品化処理量
無色のガラス	2,970.21	2,925.62	2,697.02
茶色のガラス	5,226.35	5,137.15	4,899.91
その他のガラス	998.18	978.21	955.06
ペットボトル	3,682.58	3,607.48	3,060.18
紙製容器	1,648.74	1,633.25	1,550.53
プラ製容器	7,272.39	7,187.58	7,194.14
白色トレイ	141.43	109.12	105.69
鋼製容器	4,366.63	※ 4,440.70	3,497.29
アルミ製容器	2,328.76	※ 2,391.77	1,702.79
飲料用紙製容器	242.54	※ 246.35	227.87
ダンボール	9,548.68	9,490.89	7,644.51

※ 平成20年度に収集し保管していたものが、平成21年度に再商品化処理されたため、再商品化処理量が収集実績量を上回っている。

(2) 産業廃棄物

① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みなどへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1 目的

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

2 納税義務者

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

3 課税客体

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

4 課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

5 税率

焼却施設への搬入 800円/トン

最終処分場への搬入 1,000円/トン

6 税収の用途

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

5 鹿児島県廃棄物処理計画

近年、廃棄物の排出量は、高水準で推移しているとともに、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や最終処分場の残余容量のひっ迫など、様々な課題が残されています。

これらの問題を解決するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「循環型社会形成推進基本法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」など、循環型社会の形成に向けて様々な法律を整備してきました。

「廃棄物処理法」も、平成12年6月に改正され、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定することとされました。

また、都道府県は、これまでの「産業廃棄物処理計画」に替わり、国の基本方針に即して、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「廃棄物処理計画」を策定することとされました。

本県においては、これまで「鹿児島県産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）のほか、「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定）、「鹿児島県ごみ処理広域化計画」（平成11年3月策定）、「鹿児島県分別収集促進計画」（平成12年2月策定、平成17年7月改定）などを策定し、廃棄物対策を進めてきましたが、これらの計画等との整合性を図りつつ、改正された廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、平成18年3月に廃棄物処理計画を策定しました。

－廃棄物処理計画の概要－

（計画期間）

平成18年度～平成22年度

（基本的な考え方）

○一般廃棄物

- ◆排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆適正処理及び施設整備の推進
- ◆普及啓発及び一般廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

○産業廃棄物

- ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ◆産業廃棄物処理施設の整備促進
- ◆産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進